

# 医療安全に係る監査委員会規程

平成29年3月6日制定

(設置)

第1条 学校法人岩手医科大学に、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の23第1項第9号に基づく医療安全に係る監査委員会(以下「監査委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 監査委員会は、附属病院の医療安全管理に関する業務の適法性及び妥当性を監査することにより、もってその安全かつ効率的な運営に資することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 監査委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療安全管理責任者、医療安全管理部、総合医療安全対策会議、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務状況について附属病院長等から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること
- (2) 必要に応じて、理事長又は附属病院長に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見を表明すること
- (3) 前各号に掲げる業務について、その結果をホームページで公表すること
- (4) その他監査委員会の職務の執行に関し、監査委員会が必要と認めた事項

(組織)

第4条 監査委員会は、学校法人岩手医科大学運営会議(以下「運営会議」という。)の決議によって選任された者(以下「委員」という。)で構成する。

2 監査委員会は、委員3名以上で構成し、委員長及び委員の半数を超える数は、本学と利害関係のない者から選任しなければならない。

3 前項の利害関係のない者には、次に掲げる者を含むものとする。

- (1) 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者
- (2) 医療を受ける者その他医療従事者以外の者((1)に掲げる者を除く。)

4 第2項の利害関係のない者は、次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 過去10年間以内に本学と雇用関係にないこと
- (2) 委員に属する年度を含む過去3年度の期間において、年間50万円を超える額の寄付金・契約金等(監査委員会に係る費用を除く。)を本学から受領していないこと

5 第3項各号に定める者は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 同項第1号の医療に係る安全管理に関する識見を有する者は、医療機関において医療安全に関する業務に従事した経験を持つ者、又は、医療安全に係る研究に従事した経験を有する者であること
- (2) 同項第1号の法律に関する識見を有する者は、法律学に関する専門知見に基づいて、教育、研究又は業務を行っている者であること
- (3) 同項第2号の医療を受ける者その他医療従事者以外の者は、医療等の内容及び説明並びに同意文書が一般的に理解できる内容であるか等、医療を受ける者の立場から意見を述べることができる者であること

6 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。

7 監査委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

8 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員(前条第1項に定める本学と利害関係のない者に限る。)の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、2回を超えて再任することはできない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の出席)

第6条 委員長は、必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第7条 委員長は、委員会を招集し、議長となって会務を統括する。

- 2 委員は、いつでも監査委員会の招集を委員長に要求することができる。
- 3 委員長は、各委員に対し会日より2日前までに、その通知を発するものとする。
- 4 委員全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで、監査委員会を開催することができる。
- 5 監査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 6 会議の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 監査委員会の議事については、議事録を書面をもって作成するものとする。
- 8 監査委員会の議事録は、岩手医科大学文書保存規程に基づき保存するものとする。

(開催)

第8条 監査委員会は、年に2回以上開催する。

(調査等の権限)

第9条 委員は、次の各号に定める権限を有する。

- (1) 職員に対して医療安全管理に係る職務の執行に関する事項の報告を求める権限
- (2) 附属病院の医療安全管理に関する業務の状況を調査する権限

(委員の秘密保持義務)

第10条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会の事務)

第11条 委員会の事務は、医療安全管理部及び医務課の協力を得て、内部監査室が行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。